

上富良野町

平成26年1月25日発行
第3号

農業委員会だより

新年を迎えて

上富良野町農業委員会
会長 中瀬 実



新年明けまして御目出度う御座います

日頃より皆様方には 農業委員会に対しまして特段のご理解とご協力を頂いて居ります事
心より厚く御礼申し上げます

一昨年の暮 衆議院解散総選挙により再び自民党政権に戻り多少の期待を持っていた訳で
ありますが 年明け早々私たち農業者にとって直接影響のあるTPPの交渉参加表明をされ
一年経過した今でも中身について不透明な部分が多く 交渉に参加する前提として安倍首相は
日本の田園を守り国益を守ると言っていましたが 本当に守られるのか不安が募るばかりで
あります

私たち農業者が持続的に安定して食料が生産出来る仕組みを農政として示してほしいものです
昨今は地球温暖化のせいかな異常気象ともいえる長雨 干ばつ ゲリラ豪雨が発生して居ります
今年こそは天候に恵まれ 畑作 稲作 酪農 すべての農業者の汗が報われる一年になってほしい
と願うところであります



農作物の作柄状況調査

水稻、小豆、大豆、馬鈴薯の作柄状況調査を9月6日に、産業振興課、町議会議員と一緒に行いました。（3班に分かれて、各作付の収穫量をそれぞれ調査しました。）

平成25年の作柄状況の収穫量は次のとおりです。



【水稻の作柄状況調査】

区分	5年間の平均 (H20～H24)	平成25年
水稻	537.6 kg	549.5 kg
小豆	221.2 kg	201.3 kg
大豆	275.6 kg	271.1 kg
馬鈴薯 (加工用)	4307.8 kg	4992.9 kg
馬鈴薯 (食用)	3963.6 kg	2877.3 kg

※場所によって異なりますが、全体的に前年、又5年間の平均よりも若干下回る結果となりました。

農業者年金のお知らせ

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。

●農業従事者なら誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。

●積立方式で安心した財政運営です。

積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

●保険料の手厚い国庫助成があります。

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割又は、5割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。

●保険料は自由に選択できます。

月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。

●税制面でも大きな優遇があります。

保険料は最大80万4千円の社会保険控除（収めた保険料の15から30%程度の節税）で、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。

●80歳までの保証がついた終身年金です。

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

農地パトロール及び農用地利用状況調査

農地の利用状況について、農地の適正かつ効率的な利用がされているかの調査を11月8日に産業振興課と行いました。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

耕作放棄地は、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。



【農地パトロールでの現地調査】

農地の転用には手続きが必要です

このようなときは、農地法第4条又は第5条の転用許可が必要です。

1 転用手続きには、2種類があります。

- ①第4条の転用許可：自己のために農地の転用をする。(所有権・貸借権を有する場合)
- ②第5条の転用許可：権利移動を伴う農地の転用をする。(所有権移転・貸借権設定をする場合)

2 転用許可を受けないで、住宅などを建設すると現状回復措置と罰金等が課せられます。

3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は、1億円以下の罰金）

3 農地区分や目的により、転用が許可されないことがあります。

農用地区域内農地10ha以上の集団農地は、農業用施設以外の転用は原則認められません。

4 農地の転用が、原則転用は許可されます。

上水道と下水道が整備された区域内の農地は、原則転用が許可されます。

農地造成に伴う土砂採取など農地への原状回復が確実な場合は、一時転用が許可されます。

5 農地を次のように転用するときは、必ず事前に農業委員会に問い合わせください。

農地転用とは、農地を農地外に使用することで、農家の人も転用手続きが必要です。

①農業用施設建設をするとき

農家の住宅、農業用倉庫、農業機械格納庫、豚舎、牛舎、家畜飼料倉庫、農産物直売所、農地内通路舗装など

②農業用以外の施設建設・植林をするとき

農家以外の住宅・店舗・レストラン・倉庫などの建設、カラマツ等の植林、駐車場整備など

平成25年度農業委員会道外研修レポート

私達、農業委員10名と事務局1名は、12月2日から3泊4日の日程で、岩手、宮城県の両県の5か所に視察研修に行きました。

まず最初に、宮城県名取市の有限会社耕谷アグリサービス（現在130ha耕作）の集落営農集団の取組について視察してきました。平成15年1月に設立し東日本大震災により多くの農地が被災を受け、耕作放棄地となった農業地域の中で、地域の担い手として、農用地利用集積を図り規模拡大しながら、農業経営（原料から商品）している取組の説明を受けました。



【耕谷アグリサービスの現地説明】



【耕谷アグリサービスの綿プロジェクト】

次の研修先は、宮城県多賀城市の復興パーク内の株式会社みらいの植物工場です。東北復興支援を見据えて立ち上げたプロジェクト、日本GE社の植物育成用LED照明、波長の最適化、株式会社みらいのソフトウェアによる野菜の栽培システムの視察見学です。クリーンルーム内でパッケージするので日持ちが良く、栄養成分も優れている野菜であり、袋を開けて水洗いすると雑菌が増えるというものでした。これは農業なのか、工業なのか、新しい農業の姿な

のか、自然環境に左右されない安定的に農産物を生産する植物工場の見学でした。

次の研修は、宮城県仙台市にある菓匠三全です。昭和22年創業の銘菓の会社で、上富良野産の豆類を使用しています。原料から製品までの工程を見学し、会社理念や取組について研修してきました。三つの完全「お客様へのサービスの完全」「社員が楽しく喜んで働ける職場づくり対策の完全」「堅実経営の完全」が菓匠三全の社名のもととなる会社理念とのことでした。菓子づくりにも農作物をつくる農業との共感する部分が多く見られました。



【株式会社みらいの植物工場内】



【菓匠三全の製品加工の工程見学】



【菓匠三全の社長から説明】

次の研修は、岩手県一関市の照井土地改良区（地区内受益 1498.6ha、組合員数 2012 人）の農業用水を利用した小水力発電（横軸軸流水車）です。照井土地改良区は、地球の未来を考え農業集団として何が出来るかを考え、地球温暖化抑制の一助になるのではと小水力発電事業を開始する。運営状況はFIT認定（固定価格買取制度）を受け、売電価格 30.31 円/kwh で、事業費 5 億 5 千万円（地球新エネルギー等導入事業として補助金 50%）を 10 年以内に償還とのことです。



【照井土地改良区の小水力発電の現地説明】



【照井土地改良区の小推力発電の現地見学】

次に、宮城県石巻市のみらいサポート石巻（東日本大震災の時、支え合った気持ちを忘れず石巻のより良い未来に向けて活動する人達）による石巻市の震災の出来事を写真、パネル、映像など説明を受け、また、約 5000 名の人々の日常が一瞬で廃墟となった現場を視察し、今なお復興にご尽力されている取組と地域活動の在り方など研修してきました。

この 3 泊 4 日の期間で、いかに東日本大震災が、人々の日常に甚大な影響を与え、また、新たな新技術（植物工場）や取組（小水力発電）が目まぐるしいスピードで進んでいることを肌で感じた視察研修でした。



【石巻市の被災状況等の説明】



【石巻市の被災地状況、復興状況の現地視察】



【石巻市の被災地状況、復興状況の現地視察】

平成26年度農業施策に関する建議書を町長へ手交



【中瀬会長から向山町長へ建議書を手交】

農業委員会では、本町の基幹産業として農業を发展させ、生産基盤整備の促進、農業が持続的に发展する基となる施策の推進を求めて、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づき、建議書を12月9日に町長へ手交しました。

例年、町長室にて役員数名で町長へ建議書を手渡ししておりましたが、今回、農業委員全員の中で町長に手渡し、その後、町の農業政策等について町長との懇談を行いました。

平成26年度上富良野町農業施策に関する建議書の概要は、次のとおりです。

1 安定し持続した農業経営基盤整備について

【項目 ①水田の基盤整備、②豪雨対策、③有害鳥獣対策、④農作物の防除対策】

2 快適な農村環境整備について

【項目 ①農道・町道の整備、②情報通信環境の整備】

3 担い手、後継者対策について

【項目 ①担い手の育成、②次世代への伝承と構築】

4 農業の地域役割について

【項目 ①農村農業景観を活用した産業振興、②食農教育】

5 農業関係団体等との連携による農業者支援の強化について

【項目 ①関係機関との連携強化】

6 国及び北海道への要請について

【項目 ①TPP、②人・農地プラン、③農業基盤整備事業】

7 農業委員会の充実について

【項目 ①予算措置、②事務局体制】

農業委員会の事務局紹介、編集後記

今回の農業委員会だより発行にあたり、農政推進委員（長谷川委員長）のメンバーにより、寄稿・編集されました。今後も皆様に農政情報、農業団体等の活動・取組などお知らせをしていきたいと思っております。

また、事務局長と事務局の2名が平成25年4月1日付にて、新たな体制となっております。

今年一年が皆様にとって実り多い年となりますよう、心よりご祈念申し上げますとともに、本年もご指導ご支援賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。



事務局長 坂弥雅彦



事務局 林下里志